

# 視覚障害認定基準見直し案（視野関連抜粋）

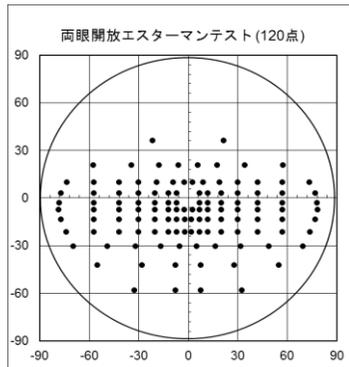
第4回視覚障害の認定基準に関する検討会	
平成29年7月28日	資料3

- 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（視野関連抜粋）

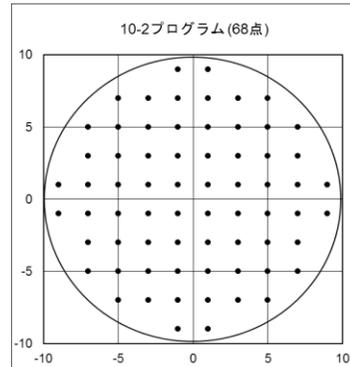
（変更点は下線部）

見直し案	現行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">身体障害認定基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 個別事項</p> <p>一 視覚障害</p> <p>1 総括的解説</p> <p>(1) <u>屈折異常があるものについては、最も適正なレンズを選び、矯正視力によって判定する。</u></p> <p>(2) 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。</p> <p>(3) 視野は<u>ゴールドマン型視野計、あるいは自動視野計を用いて測定する。ゴールドマン型視野計を用いる場合は、I/4の視標を用い、「両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの」、「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの」を判定する。中心視野角度の算定にはI/2の視標を用いる。</u>  <u>自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数の算定には、両眼開放エスターマンテスト（付図1）にて120点を測定する。中心視野視認点数の算定には、10-2プログラム（付図2）にて中心10度内を2度間隔で68点測定する。</u></p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">身体障害認定基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 個別事項</p> <p>一 視覚障害</p> <p>1 総括的解説</p> <p>(1) <u>視力の屈折異常がある者については、眼科的に最も適当な矯正眼鏡を選び、矯正後の視力によって判定する。</u></p> <p>(2) 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。</p> <p>(3) 視野は<u>ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4の視標を用いる。それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとする。</u></p>

(付図1)



(付図2)



2 各項解説

(1) 視力障害 (略)

(2) 視野障害

ア 「両眼の視野が10度以内」とは、左右眼とも視野が10度以内の意味である。

1) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、I/4の視標による視野が左右眼とも中心10度以内である。

I/4の視標による視野角度(上・内・内上・内下・下・外上・外下・外8方向いずれかの角度)が10度を超える場合は、8方向の視野角度の総和が80度以下であれば、10度以内とみなす。8方向の視野角度はI/4視標が視認できない部分を除いて算出する。

I/4の視標にて、周辺にも視野が存在するが、中心

2 各項解説

(1) 視力障害 (略)

(2) 視野障害

ア 「両眼の視野が10度以内」とは、求心性視野狭窄の意味であり、輪状暗点があるものについて中心の残存視野がそれぞれ10度以内のものを含む。

イ 視野の正常域の測定値は、内・上・下内・内上60度、下70度、上下75度、外下80度、外95度であり、合計560度になる。

ウ 両眼の視能率による損失は、各眼毎に8方向の視野の角度を測定し、その合算した数値を560で割ることで各眼の損失率を求める。さらに、次式により、両眼の損失率を計算する。損失率は百分率で表す(各計算における百分率の小数点以下

10 度以内の視野と連続しない場合を含む。

I / 4 の視標にて、中心 10 度以内に視野が存在しない場合を含む。

2) 自動視野計を用いる場合は、視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで両眼開放視認点数が 70 点以下である。

イ ゴールドマン型視野計による両眼の中心視野角度（8 方向の視野角度の総和）、ならびに自動視野計による両眼の中心視野視認点数は、以下の方法で判定する。

1) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、I / 2 の視標による中心視野について、左右眼それぞれに 8 方向の視野角度を合算し、中心視野角度を求める。8 方向の視野角度は I / 2 視標が視認できない部分を除いて算出する。さらに、次式により、両眼の中心視野角度を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼の中心視野角度 = (3 × 中心視野角度が大きい方の眼の中心視野角度 + 中心視野角度が小さい方の眼の中心視野角度) / 4

I / 2 の視標にて中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度は 0 度として取り扱う。

2) 自動視野計を用いる場合は、視標サイズⅢによる 10-2 プログラムで測定を行い、左右眼それぞれ感度が 26dB 以上の検査点数を数え中心視野視認点数を求める。dB の計算は、背景輝度 31.4asb で、視標輝度 10000asb を 0 dB としたスケールで算定する。さらに、次式により、両眼の中心視野視認点数を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼の中心視野視認点数 = (3 × 中心視野視認点数が多

は四捨五入とし、整数で表す。)。

(3 × 損失率の低い方の眼の損失率 + 損失率の高い方の眼の損失率)

4

エ 「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野の生理的限界の面積が 2 分の 1 以上欠損している場合の意味である。したがって両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、交叉性半盲症等では、該当しない場合もある。

この場合の視野の測定方法は、片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで視野の面積を測定する。その際、面積は厳格に測定しなくてもよいが、診断書には視野表を添付する必要がある。

い方の眼の中心視野視認点数+視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数) / 4

ウ 「両眼による視野の2分の1以上欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損している場合の意味である。

1) 視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内・内上・内下60度、下70度、外上75度、外下80度、外90度である。

2) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、左右眼それぞれに測定したI/4の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。

3) 自動視野計を用いる場合は、両眼開放エスターマンテストで視認点数が100点以下である。

二～六 (略)

二～六 (略)